

令和6年度合志市地域防災計画書新旧対比表

青字：国及び県の修正に基づく修正

緑字：熊本地方気象台の意見に基づく修正

赤字：合志市独自の修正（組織改編、経年変化、記載要領変更等）

紫字：防災委員の意見等による修正

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前			修正後			修正理由等	P		
目 次			目 次			用語の適正化	目次 16		
(略)			(略)						
第 2 章			第 2 章						
(略)			(略)						
第6節 地震予防計画			第6節 地震災害予防計画						
(略)			(略)			移転に伴う名称 変更	1		
資料編			資料編						
合志市調査結果			合志市電波伝搬調査結果						
(略)			(略)						
第 1 章 総 則			第 1 章 総 則						
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務（安全安心課）			第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務（安全安心課）						
4. 菊池広域連合消防本部			4. 菊池広域連合消防本部						
4	菊池広域連合消防本部 （西消防署） （泉ヶ丘消防署）	1. 災害時における負傷者の救急及び緊急輸送 2. 気象予警報、災害情報等の伝達 3. 災害時における消防無線通話の協力 4. 避難者の誘導 5. その他防火に関する消防署の所掌事務	4	菊池広域連合消防本部 （西消防署） （桜消防署）	1. 災害時における負傷者の救急及び緊急輸送 2. 気象予警報、災害情報等の伝達 3. 災害時における消防無線通話の協力 4. 避難者の誘導 5. その他防火に関する消防署の所掌事務				
第 2 章 災害予防計画			第 2 章 災害予防計画					住民、市民を市 民に統一（慣用 句等については 住民を使用）	4 ～ 110
第1節 地域防災力強化計画（安全安心課）			第1節 地域防災力強化計画（安全安心課）						
市民は、(略)			市民は、(略)						
また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして、合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。			また、市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え市民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人一人の防災行動計画）」の普及を始めとして、合志市総合防災マップや熊本県防災ハンドブック等を活用し、市民や事業者等に対する防災意識の向上を図る。						
1. 自 助			1. 自 助			文書要務に基づ き修正（「」と 「」の間には句 読点は使用しない）	4 ～ 29		
市民は、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分でできることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平常時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。			市民は、「自らの身の安全は自らが守る」≡「自分でできることは自分で行う」が基本であることに自覚を持ち、平常時に防災知識の習得に努め災害に備えるものとする。						
(略)			(略)						

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
ウ 事前の備え (ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強 第 2 章 災 害 予 防 計 画 第 1 節 地域防災力強化計画（安全安心課） 1. 自 助 （略） 3. 事業所による防災力の向上 （略）	ウ 事前の備え (ア) 地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等 ※ A、B、C及びD A、B、C、D等 A及びB並びにC及びD 第 2 章 災 害 予 防 計 画 第 1 節 地域防災力強化計画（安全安心課） 1. 自 助 （略） 3. 事業所による防災力の向上 （略） 4. 公共施設等災害予防 生活に密着した公共施設等が被災した場合、市民の生活維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、施設の耐災化及び機能強化等を図る。 また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、他市町村、関係機関等における共有を図る。 さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図る。 その他、市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。	文書要務 並列記載の場合 最後に等、などが来た場合は及びは使用しない R5.5 防災基本計画修正の反映	4 ～ 104 5

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 災害危険区域の指定計画（安全安心課・都市建設部） 			

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																						
第5節 火災予防計画（安全安心課）4 菊池広域連合消防本部 1. 消防力の充実強化 （略） （1） 消防施設等の充実強化 （略） イ 計 画 ① 消防力の現況 本市の消防力は、次表のとおりである 消防水利の現況（R 5. 4. 1 現在） <table><tr><th>総計</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他</th></tr><tr><th></th><th>100 m³以上</th><th>40 m³以上 100 m³未満</th><th>40 m³未満</th><th>小 計</th></tr><tr><td>8 8 7</td><td>0</td><td>3 6 6</td><td>4 2</td><td>4 0 8</td><td>4 6 8</td><td>1 1</td></tr></table>	総計	防火水槽				消火栓	その他		100 m³以上	40 m³以上 100 m³未満	40 m³未満	小 計	8 8 7	0	3 6 6	4 2	4 0 8	4 6 8	1 1	第5節 火災予防計画（安全安心課）4 菊池広域連合消防本部 1. 消防力の充実強化 （略） (1) 消防施設等の充実強化 （略） イ 計 画 (ア) 消防力の現況 本市の消防力は、次表のとおりである 消防水利の現況（R 6 . 4. 1 現在） <table><tr><th>総計</th><th colspan="4">防火水槽</th><th rowspan="2">消火栓</th><th rowspan="2">その他</th></tr><tr><th></th><th>100 m³以上</th><th>40 m³以上 100 m³未満</th><th>40 m³未満</th><th>小 計</th></tr><tr><td>1 3 8 3</td><td>0</td><td>2 9 2</td><td>1 4 9</td><td>4 4 1</td><td>9 3 1</td><td>1 1</td></tr></table>	総計	防火水槽				消火栓	その他		100 m³以上	40 m³以上 100 m³未満	40 m³未満	小 計	1 3 8 3	0	2 9 2	1 4 9	4 4 1	9 3 1	1 1	最新化	11
総計	防火水槽				消火栓			その他																																	
	100 m³以上	40 m³以上 100 m³未満	40 m³未満	小 計																																					
8 8 7	0	3 6 6	4 2	4 0 8	4 6 8	1 1																																			
総計	防火水槽				消火栓	その他																																			
	100 m³以上	40 m³以上 100 m³未満	40 m³未満	小 計																																					
1 3 8 3	0	2 9 2	1 4 9	4 4 1	9 3 1	1 1																																			
						11																																			

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前						修正後						修正理由等	P
② 消防団の現況 団長1人 副団長4名 総員610人（うち女性消防団員41人） （R5.4.1現在）						(イ) 消防団の現況（R6.4.1現在） 団長1人 副団長3名 総員619人（うち女性消防団員56人）						最新化	11
階級 分団名	班長	団員	計	小型ポンプ	積載車	階級 分団名	班長	団員 (機能別団員)	計	小型ポンプ	積載車		
第1分団	4	30	38	4	4	第1分団	4	27	35	4	4		
第2分団	4	37	45	4	4	第2分団	4	38	46	4	4		
第3分団	1	16	20	1	1	第3分団	1	17	21	1	1		
第4分団	2	24	30	2	2	第4分団	2	26	32	2	2		
第5分団	2	28	34	2	2	第5分団	2	28	34	2	2		
第6分団	3	30	36	3	3	第6分団	3	26	32	3	3		
第7分団	4	22	30	3	3	第7分団	4	22	30	3	3		
第8分団	2	11	16	2	2	第8分団	2	8	14	2	2		
第9分団	5	37	36	3	3	第9分団	5	29 (6)	38	3	3		
第10分団	5	36	45	5	5	第10分団	4	36 (7)	43	4	3		
第11分団	3	53	60	3	3	第11分団	3	52	59	3	3		
第12分団	4	31	39	4	4	第12分団	4	37	45	4	4		
第13分団	3	43	50	3	3	第13分団	3	46	53	3	3		
第14分団	3	40	47	3	3	第14分団	3	42	49	3	3		
本部機動班	3	73	79	2	2	本部機動隊	3	78	84	2	2		
計	48	543	605	44	44	計	47	512 (13)	615	43	42		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前							修正後							修正理由等	P																																																																														
③ 消防施設強化促進計画 令和5年度から令和9年度までの5年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。 消防施設強化促進計画表（R5年度～R9年度） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>年度</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い替え）</td><td></td><td>2</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い替え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>消火栓</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> (略)							区分		年度	R5	R6	R7	R8	R9	小型動力ポンプ（買い替え）			2	4	4	4	4	小型動力ポンプ積載車（買い替え）			2	2	2	2	2	消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1	消火栓		3	3	3	3	3	(ウ) 消防施設強化促進計画 令和6年度から令和10年度までの5年間における、消防施設強化促進計画を別表のとおり推進する。 消防施設強化促進計画表（R6年度～R10年度） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>年度</th><th>R6</th><th>R7</th><th>R8</th><th>R9</th><th>R10</th></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ（買い替え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">小型動力ポンプ積載車（買い替え）</td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">消防水利</td><td>防火水槽</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>消火栓</td><td></td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr></table> (略)							区分		年度	R6	R7	R8	R9	R10	小型動力ポンプ（買い替え）			2	2	2	2	2	小型動力ポンプ積載車（買い替え）			2	2	2	2	2	消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1	消火栓		3	3	3	3	3	最新化	12
区分		年度	R5	R6	R7	R8	R9																																																																																						
小型動力ポンプ（買い替え）			2	4	4	4	4																																																																																						
小型動力ポンプ積載車（買い替え）			2	2	2	2	2																																																																																						
消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1																																																																																						
	消火栓		3	3	3	3	3																																																																																						
区分		年度	R6	R7	R8	R9	R10																																																																																						
小型動力ポンプ（買い替え）			2	2	2	2	2																																																																																						
小型動力ポンプ積載車（買い替え）			2	2	2	2	2																																																																																						
消防水利	防火水槽		1	1	1	1	1																																																																																						
	消火栓		3	3	3	3	3																																																																																						
2. 消防思想の普及徹底 (略) (3) 危険物製造所等の現況 ア 危険物製造所等の現況（R5. 4. 1現在） <table><tr><th colspan="4">貯 蔵 所</th><th colspan="2">取 扱 所</th><th rowspan="2">総 計</th></tr><tr><th>屋 内 貯蔵所</th><th>屋 内 タンク</th><th>地 下 タンク</th><th>移 動 タンク</th><th>一 般 取扱所</th><th>小計</th></tr><tr><td>15</td><td>5</td><td>23</td><td>3</td><td>15</td><td>39</td><td>100</td></tr></table>							貯 蔵 所				取 扱 所		総 計	屋 内 貯蔵所	屋 内 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	一 般 取扱所	小計	15	5	23	3	15	39	100	2. 消防思想の普及徹底 (略) (3) 危険物製造所等の現況 ア 危険物製造所等の現況（R6. 4. 1現在） <table><tr><th colspan="4">貯 蔵 所</th><th colspan="2">取 扱 所</th><th rowspan="2">総 計</th></tr><tr><th>屋 内 貯蔵所</th><th>屋 内 タンク</th><th>地 下 タンク</th><th>移 動 タンク</th><th>一 般 取扱所</th><th>小計</th></tr><tr><td>14</td><td>4</td><td>24</td><td>4</td><td>17</td><td>41</td><td>102</td></tr></table>							貯 蔵 所				取 扱 所		総 計	屋 内 貯蔵所	屋 内 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	一 般 取扱所	小計	14	4	24	4	17	41	102	最新化	12																																						
貯 蔵 所				取 扱 所		総 計																																																																																							
屋 内 貯蔵所	屋 内 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	一 般 取扱所	小計																																																																																								
15	5	23	3	15	39	100																																																																																							
貯 蔵 所				取 扱 所		総 計																																																																																							
屋 内 貯蔵所	屋 内 タンク	地 下 タンク	移 動 タンク	一 般 取扱所	小計																																																																																								
14	4	24	4	17	41	102																																																																																							

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第6節 地震予防計画（安全安心課） 3. 市民に対する防災知識の普及 「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。 地震による人的被害を軽減する方策は、住民等の初動期行動が重要となることを踏まえ、日頃から地震発生時に対しての心構えを認識しておくよう、避難情報等の意味・内容等の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。 （略） 4. 学校教育における防災知識の普及 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） 第7節 防災訓練計画（安全安心課） 1. 防災訓練の実施責務とその内容 (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒地域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 2. 防災訓練の種類とその内容 （略） (6) 学校教育等での訓練 学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとし、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。	第6節 地震災害予防計画（安全安心課） 3. 市民に対する防災知識の普及 「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、市民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震に関する防災知識の普及徹底を図るとともに、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。 地震による人的被害を軽減する方策は、住民等の初動期行動が重要となることを踏まえ、日頃から地震発生時に対しての心構えを認識しておくよう、避難情報等の意味・内容等の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。 （略） 4. 学校教育における防災知識の普及 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （略） 第7節 防災訓練計画（安全安心課） 1. 防災訓練の実施責務とその内容 (4) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。 2. 防災訓練の種類とその内容 （略） (6) 学校教育等での訓練 市は、学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとし、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。	用語の適正化 R5.5 防災基本計画修正の反映 主語の明記 誤記修正 主語の明記	12 13 16 19 19

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
第8節 自主防災組織等育成計画（安全安心課） 2. 地域住民等自主防災組織 （3）組織づくり エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化 （ア）自主防災組織結成の促進（R5. 4. 1 現在 結成数 59 団体）				第8節 自主防災組織等育成計画（安全安心課） 2. 地域住民等自主防災組織 （3）組織づくり エ 自主防災組織結成の促進及び既存組織の充実強化 （7）自主防災組織結成の促進（R6. 4. 1 現在 結成数 60 団体）				R6. 4. 1 自主防災組織新編に伴う修正	21
連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名	連番	組織名		
	略	59	新栄温泉団地自治会自主防災組織		略	59	新栄温泉団地自治会自主防災組織		
(略)				(略)				最新化	22
(8) 地区防災計画書の作成及び策定後の検証の推進 (略)				(8) 地区防災計画書の作成及び策定後の検証の推進 (略)					
※参考：令和5年5月1日現在、83区／84地区（99%）が作成終了				※参考：令和6年4月1日現在、83区／84地区（99%）が作成終了					
第9節 災害ボランティア計画（健康福祉部） 1. 地域福祉の推進 (略) また、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。 (略)				第9節 災害ボランティア計画（健康福祉部） 1. 地域福祉の推進 (略) また、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ、区長連絡協議会等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。 (略)				正式名称へ修正	23
5. ボランティアセンターの体制整備 (1) ボランティアセンターの編成 災害の状況により、ボランティア活動の申出が予想されるときは、市社会福祉協議会にボランティアセンターを編成し、受入体制の整備を行う。また、市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。				5. ボランティアセンターの体制整備 (1) ボランティアセンターの編成 災害の状況により、ボランティア活動の申出が予想されるときは、市社会福祉協議会にボランティアセンターを編成（「ふれあい館」又は「老人憩の家」を予定）し、受入体制の整備を行う。また、市社会福祉協議会は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平常時から、災害時に設置するボランティアセンターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。					
								R5.5 防災基本計画修正の反映に伴う予定位置の明記	24

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第10節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部） 1. 避難行動要支援者支援体制の整備 (4) 避難行動要支援者名簿の作成 （略）なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体・複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 (5) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等 市は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。（略）また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。	第10節 避難行動要支援者支援計画（健康福祉部） 1. 避難行動要支援者支援体制の整備 (4) 避難行動要支援者名簿の作成 （略）なお、市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体・複数の保管場所など）を構築するとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (5) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等 市は、災害の発生の備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。（略）また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性（特に、聴覚障がい者、判断能力が不十分な要配慮者、外国人等）を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努め、特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。	R5.5 防災基本計画修正の反映 R5.5 防災基本計画修正の反映 R5.5 防災基本計画修正の反映	27 27 27

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(8) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略) 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努めるものとする。 (略) 2. 個別避難計画の策定 (1) 基本的な考え方 (略) このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員などの地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。 (略) (3) 計画の作成 個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障害の程度の重いもの等、より多くの避難支援を必要とするものから優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とし、おおむね5年程度で作成に取組むものとする。 個別避難計画には、「氏名」・「住所」・「連絡先」・「避難支援者」・「避難場所及び避難経路」・「避難方法」などを記載する。 個別避難推進計画（別紙）を作成するものとする。 (4) 防災訓練の実施 (略) 市は、地域において、多様な立場の住民が参加した防災訓練が継続的に実施されよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポートなどに努める。	(8) 福祉避難所を含めた避難所の確保 (略) 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 (略) 2. 個別避難計画の策定 (1) 基本的な考え方 (略) このため、市は避難行動要支援者名簿情報に基づき自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、社会福祉協議会、介護支援専門員、NPO等の地域の関係機関や支援者と連携しながら、個別避難計画を策定する。 (略) (3) 計画の作成 個別避難計画の作成は、災害が発生する危険性が高い地域に居住する避難行動要支援者や障害の程度の重い者等、より多くの避難支援を必要とする者から優先的に進める。作成にあたっては「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とし、おおむね5年程度で作成に取組むものとする。 個別避難計画には、「氏名」「住所」「連絡先」「避難支援者」「避難場所及び避難経路」「避難方法」などを記載する。 個別避難推進計画（別紙）を作成するものとする。 (4) 防災訓練の実施 (略) 市は、地域において、多様な立場の市民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポートなどに努める。	R5.5 防災基本計画修正の反映 R5.5 防災基本計画修正の反映 「もの」が人を指すため者に変更 文書要務 表記統一 誤字修正	28 29 29 29

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																										
第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画 第 1 節 防災組織計画（安全安心課） 1. 合志市の災害対策系統 (1) 防災関係機関・団体との連携強化 ア （略） イ 合志市災害対策本部 (ア) （略） (イ) （略） (ウ) 災害対策本部組織及び編成 本部会議本部員に子ども部長を追加 対策部の機構改革	<table><tr><td>広報報道 対策部</td><td>総務 対策部</td><td>議会 対策部</td><td>市民 対策部</td><td>健康 対策部</td><td>産業 対策部</td><td>土木 対策部</td><td>上下水道 対策部</td><td>文教 対策部</td><td>出納 対策部</td></tr><tr><td>秘書政策課 企画課</td><td>総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局</td><td>議会事務局 監査委員事務局</td><td>市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課</td><td>福祉課 高齢者支援課 保険年金課 子育て支援課 健康づくり推進課 女性子ども支援課</td><td>商工振興課 農政課 農業委員会事務局</td><td>建設課 都市計画課 土地区画整理室 用地対策室</td><td>水道課 下水道課</td><td>学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課</td><td>会計課</td></tr></table> ↓ <table><tr><td>広報報道 対策部</td><td>総務 対策部</td><td>議会 対策部</td><td>市民 対策部</td><td>健康 対策部</td><td>こども 対策部</td><td>産業 対策部</td><td>土木 対策部</td><td>上下水道 対策部</td><td>文教 対策部</td><td>出納 対策部</td></tr><tr><td>秘書政策課 企画課</td><td>総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局</td><td>議会事務局 監査委員事務局</td><td>市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課</td><td>福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課</td><td>こども未来課 こども家庭課</td><td>商工振興課 農政課 農業委員会事務局</td><td>建設課 都市計画課 都市整備室 用地対策室</td><td>水道課 下水道課</td><td>学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課</td><td>会計課</td></tr></table>	広報報道 対策部	総務 対策部	議会 対策部	市民 対策部	健康 対策部	産業 対策部	土木 対策部	上下水道 対策部	文教 対策部	出納 対策部	秘書政策課 企画課	総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局	議会事務局 監査委員事務局	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	福祉課 高齢者支援課 保険年金課 子育て支援課 健康づくり推進課 女性子ども支援課	商工振興課 農政課 農業委員会事務局	建設課 都市計画課 土地区画整理室 用地対策室	水道課 下水道課	学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課	会計課	広報報道 対策部	総務 対策部	議会 対策部	市民 対策部	健康 対策部	こども 対策部	産業 対策部	土木 対策部	上下水道 対策部	文教 対策部	出納 対策部	秘書政策課 企画課	総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局	議会事務局 監査委員事務局	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	こども未来課 こども家庭課	商工振興課 農政課 農業委員会事務局	建設課 都市計画課 都市整備室 用地対策室	水道課 下水道課	学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課	会計課	R6. 4. 1 機構改 革による修正	33
広報報道 対策部	総務 対策部	議会 対策部	市民 対策部	健康 対策部	産業 対策部	土木 対策部	上下水道 対策部	文教 対策部	出納 対策部																																				
秘書政策課 企画課	総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局	議会事務局 監査委員事務局	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	福祉課 高齢者支援課 保険年金課 子育て支援課 健康づくり推進課 女性子ども支援課	商工振興課 農政課 農業委員会事務局	建設課 都市計画課 土地区画整理室 用地対策室	水道課 下水道課	学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課	会計課																																				
広報報道 対策部	総務 対策部	議会 対策部	市民 対策部	健康 対策部	こども 対策部	産業 対策部	土木 対策部	上下水道 対策部	文教 対策部	出納 対策部																																			
秘書政策課 企画課	総務課 財政課 管財課 選挙管理委員会事務局	議会事務局 監査委員事務局	市民課 西合志総合窓口課 税務課 環境衛生課	福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	こども未来課 こども家庭課	商工振興課 農政課 農業委員会事務局	建設課 都市計画課 都市整備室 用地対策室	水道課 下水道課	学校教育課 生涯学習課 人権啓発教育課	会計課																																			
※ 表中：こども対策部、こども未来課及びこども家庭課を追記 ：保険年金課及び健康づくり推進課を健康ほけん課に修正		R6. 4. 1 機構改 革による修正	33																																										

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
(3) 協議事項 (略) ウ 各災害対策部の分掌事務 対策本部支援室各班の主要業務 表 各対策部の編成及び主要業務				(3) 協議事項 (略) ウ 各災害対策部の分掌事務 対策本部支援室各班の主要業務 表 援護班主要業務に「○避難所での母子ニーズの把握」を追加 各対策部の編成及び主要業務				R6. 4. 1 機構改革による修正	35
健康 対策部	健康 福祉部長	担当課	分 掌 事 項	健康 対策部	健康 福祉部長	担当課	分 掌 事 項		
		福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 健康づくり推進課 女性・子ども支援課 保険年金課	1. 避難所（福祉避難所）の調整及び運営に関すること 2. 避難所における健康管理に関すること 3. 被災者の栄養指導に関すること 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関すること 5. 高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童保育施設の被害調査に関すること 6. 災害救助法に基づく諸対策に関すること 7. 医療機関及び保健医療調整本部等との連絡調整に関すること 8. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関すること 9. 避難所での性的被害防止に関すること 10. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関すること 11. 救助物資の集配の体制整備に関すること 12. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関すること 13. 一時子供預かりに関すること			福祉課 高齢者支援課 健康ほけん課	1. 避難所（福祉避難所）の調整及び運営に関すること 2. 避難所における健康管理に関すること 3. 被災者の栄養指導に関すること 4. 避難行動要支援者の救護活動等に関すること 5. 高齢者福祉施設、障がい者施設及び児童保育施設の被害調査に関すること 6. 災害救助法に基づく諸対策に関すること 7. 医療機関及び保健医療調整本部等との連絡調整に関すること 8. 医療品及び衛生材料の調達並びに供給に関すること 9. 災害ボランティアに関する社会福祉協議会との連携調整に関すること 10. 救助物資の集配の体制整備に関すること 11. 義援金品、見舞金等の受付配分及び輸送に関すること		
				こども 対策部	こども 部長	こども未来課 こども家庭課	1. 避難所での性的被害防止に関すること 2. 一時子供預かりに関すること 3. 避難所における母子（女性）専用スペースに関すること 4. 妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえた物資に関すること	6. 4. 1 機構改革による修正	37

市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後				修正理由等	P
編 制 部 長	部 長	担当課	分 掌 事 項	編 制 部 長	部 長	担当課	分 掌 事 項	6.4.1 機構改革による修正 市の部局以外は削除	37
土 木 対 策 部	都 市 建 設 部 長	建設課 建設業協会	1. 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 2. 土木建設用機械等の調達及び運用に関する事 3. 道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除に関する事 4. 交通途絶時の迂回路の設定に関する事 5. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事 6. 災害復旧に係る建設業協会等との連絡、調整、指示に関する事	土 木 対 策 部	都 市 建 設 部 長	建設課 用地対策室 建設業協会	1. 土木施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 2. 土木建設用機械等の調達及び運用に関する事 3. 道路、橋梁上の危険標識の設置及び通行止め並びに障害物の排除に関する事 4. 交通途絶時の迂回路の設定に関する事 5. 河川の水位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事 6. 災害復旧に係る建設業協会等との連絡、調整、指示に関する事		
		都市計画課	1. 応急仮設住宅建築に関する事 2. 災害建築資材の調達あっせんに関する事 3. 一時避難所（公園）の管理に関する事 4. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 5. 市営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事 6. 車中避難者の把握に関する事（管理駐車場） 7. 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査に関する事			都市計画課 都市整備室	1. 応急仮設住宅建築に関する事 2. 災害建築資材の調達あっせんに関する事 3. 一時避難所（公園）の管理に関する事 4. 公園施設の災害予防及び災害応急対策に関する事 5. 市営住宅の被害調査及び災害応急対策に関する事 6. 車中避難者の把握に関する事（管理駐車場） 7. 被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査に関する事	6.4.1 機構改革による修正	

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 動員計画（安全安心課） （略） 3. 市職員の配置基準及び応援 （1）災害対策本部設置前の配置体制 ア 情報連絡室 （略） （イ） 設置基準 気象業務法等に基づく災害に関する警報または自主避難所開設した場合、震度4または南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 （略） イ 災害警戒本部 （略） （イ） 設置基準 気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨洪水警報）が発表された場合、震度5弱以上を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。 この際、必要な班を示し動員する。	第2節 動員計画（安全安心課） （略） 3. 市職員の配置基準及び応援 （1）災害対策本部設置前の情報収集体制 ア 情報連絡室 （略） （イ） 設置基準 気象業務法等に基づく災害に関する注意報（警報級）、警報または自主避難所を開設した場合、震度4または長周期地震動階級3以上、南海トラフ地震臨時情報（※安全安心課対応）が発表された場合、安全安心課長が設置する必要を判断の上、市長及び総務部長に報告し、設置する。 （略） イ 災害警戒本部 （略） （イ） 設置基準 気象業務法等に基づく災害に関する土砂災害警戒情報（大雨警報、洪水警報含む）が発表された場合、震度5弱以上を観測した場合、総務部長は設置する旨を市長に報告し、設置する。 この際、必要な班を示し動員する。	用語の適正化 警報級注意報を追記 長周期地震動を追加 用語の適正化	40 40 41

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前					修正後					修正理由等	P
(ウ) 組織及び主要業務					(ウ) 組織及び主要業務					6.4.1 機構改革による修正	41

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後	修正理由等	P
(3) 地震の場合の配置体制 (略)		(3) 地震の場合の配置体制 (略)		
区 分	配置基準	区 分	配置基準	
情報連絡室 (第1警戒態勢)	市内で震度4の地震が発生したとき。 又は地震発生の可能性の高まりについての情報 (南海トラフ地震臨時情報：安全安心課対応)が 発表され、必要に応じ、市長が当該配置を指示し たとき。「部長職以上」「安全安心課2名、都市建 設部・水道局、産業振興部2名」その他の職員は 自宅待機または、連絡の取れる体制	情報連絡室 (第1警戒態勢)	(略)	
災害警戒本部 (第2警戒体制)	市内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生し たとき。 又は 地震の危険が予知され (長周期地震動階級3 が発表された場合 含む)必要に応じ、市長が当該 配置を指示したとき。 「課長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅 待機または、連絡の取れる体制。	災害警戒本部 (第2警戒体制)	市内で震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した とき。 又は長周期地震動階級3が発表された場合必要に応 じ、市長が当該配置を指示したとき。 「課長職以上」「警戒本部員」その他の職員は自宅 待機または、連絡の取れる体制。	
各対策部 (第3警戒体制)	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。又は 地震の危険が予知され (長周期地震動階級4が発 表された場合 含む)、必要に応じ、本部長が当該配 置を指示したとき。「全職員参集」	各対策部 (第3警戒体制)	市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。又は長 周期地震動階級4が発表された場合、必要に応じ、 本部長が当該配置を指示したとき。「全職員参集」	
(4) 指定避難所の点検 震度5弱以上を観測した場合、各避難所を点検し開設の有無を判 断する。		(4) 指定避難所の点検 震度5弱以上または長周期地震動階級3以上を観測した場合、 各避難所を点検し開設の有無を判断する。		42
(5) 自主避難所の開設 気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のお それがある場合、または、震源が熊本県において震度5弱以上で (余震が続くおそれ)不安な住民の為、もしくは災害が発生した場 合において、・・・(略)		(5) 自主避難所の開設 気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害発生のお それがある場合、または、震源が熊本県において震度5弱以上 で(地震が続くおそれ)不安な住民の為、もしくは災害が発生し た場合において、・・・(略)		43
		予知情報は発 表されていないので「地震 の危険が予知 され」削除		
		「長周期地震 動階級3以 上」を追加		
		用語の適正 余震⇒地震 修正		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前					修正後					修正理由等	P
第3節 自衛隊派遣要請計画（安全安心課） （略） 4. ヘリコプター離着場の設置基準 人命の救出又は救援物資の空輸を実施するためのヘリコプター離着予定地は、次のとおりとする。					第3節 自衛隊派遣要請計画（安全安心課） （略） 4. ヘリコプター離着場の設置基準 人命の救出又は救援物資の空輸を実施するためのヘリコプター離着予定地は、次のとおりとする。					運動公園の廃止	47
番号	発着予定地名	所在地	予定地面積	備考	番号	発着予定地名	所在地	予定地面積	備考		
10	西合志南小学校グラウンド	合志市須屋 1873	11,828 m ²	ナイター施設	10	西合志南小学校グラウンド	合志市須屋 1873	11,828 m ²	ナイター施設		
11	合志市ひまわり公園	合志市御代志 1661-21	6,400 m ²		11	合志市ひまわり公園	合志市御代志 1661-21	6,400 m ²		文章の構成から位置を変更	48
12	合志市総合運動公園	合志市合生 3917-3	13,000 m ²	ナイター施設	12	合志市総合運動公園	合志市合生 3917-3	13,000 m²	ナイター施設		
（略）					（略）						
第4節 民間団体活用計画（各部局） （略） 3. 応援・受援体制の整備 市は、国が作成した「災害時受援 ガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。また、策定にあたっては、次の各項目を満たすよう留意する。 （略） （4）ボランティアとの連携・受け入れ なお、平常時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。					第4節 民間団体活用計画（各部局） （略） 3. 応援・受援体制の整備 市は、国が作成した「災害時受援 ガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。また、策定にあたっては、次の各項目を満たすよう留意する。 なお、平常時から顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。 （略） （4）ボランティアとの連携・受け入れ 市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。					R5.5 防災基本計画修正の反映	48

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課） （略） 1. 予警報等の定義 （略） （1）特別警報、警報及び注意報 特別警報とは、県内のいずれかの地域において、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。 警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づいて、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。 注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。 ◎熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準 特別警報・警報・注意報の種類と概要の表中 （高潮特別警報の概要の末尾に下記を追記） （高潮警報の概要の末尾に下記を追記） （高潮注意報の概要の末尾に下記を追記）	第5節 気象予警報等伝達計画（安全安心課） （略） 1. 予警報等の定義 （略） （1）特別警報、警報及び注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。 ※「（エ）特別警報、警報・注意報の地域細分発表」参照 また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」（土砂災害、浸水害、洪水害の危険度分布）や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。 ⊖熊本地方気象台が発表する特別警報、警報、注意報、の種類及び発表基準 （高潮特別警報：追記） 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当（高潮警報：追記） 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当（高潮注意報：追記） 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	気象庁の標準的な記載に修正 高潮警報等に警戒レベルを追記（参考として記載）	48 49 50 50

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(2) 気象情報 気象情報とは、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。 ① 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うにいたらない場合などに予告的に発表する予告的情報 ② 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、警報や注意報などを行っている場合などに、警報・注意報を補完するための補完的情報 ③ 大雨警報を発表中に、キキクルの「危険」（紫）が出現し、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間 110mm以上を観測、若しくは解析した場合に、更に強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。 ※キキクルとは、気象庁の、大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称	(2) 気象情報 気象情報とは、気象業務法に基づき観測の成果の発表や予報事項に関する情報を一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるよう に支援するもので、次のようなものがある。 ア 熊本県気象情報 (ア) 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが特別警報・警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的な情報を発表する。線状の降水帯により非常に激しい雨が予想され場合は、概ね半日前から6時間前までに「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかけを行う（本計画では「線状降水帯発生予測情報」と称する）。 (イ) 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して特別警報・津波警報・津波注意報などを行っている場合などに、特別警報・警報・注意報等を補完するための補完的な情報を発表する。線状の降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況が確認された場合、「線状降水帯」というキーワードを使って情報を発表する（「顕著な大雨に関する気象情報」）。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 イ 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に、キキクルの「危険（紫）」が出現し、かつ数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では 1時間 110mm 以上）を観測もしくは解析した場合に発表される。 ウ 早期注意情報（警報級の可能性） 警報級の現象が5日先までに予想されるとき、その可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。 エ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル	気象庁の標準的な記載例に準拠 キーワード「線状降水帯」を用いた予告的情報及び補完 的情報、早期注意情報、キキクルを追加	52

合志市地域防災計画新旧比較表

修正前	修正後	修正理由等	P
	(洪水警報の危険度分布) があり、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして気象庁ホームページに示される。 ・「災害切迫」(黒)：警戒レベル 5 に相当 ・「危険」(紫)：警戒レベル 4 に相当 ・「警戒」(赤)：警戒レベル 3 に相当 ・「注意」(黄)：警戒レベル 2 に相当	気象庁の標準的な記載例に準拠 キーワード 「線状降水帯」を用いた予告的情報及び補完的情報、早期注意情報、キキクルを追加	52

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前			修正後			修正理由等	P
(3) 地震に関する情報			(3) 地震に関する情報			気象庁の標準的な記載に修正	53
(略)			(略)				
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容		
震度速報	(略)	(略)	震度速報	(略)	(略)		
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	震度 3 以上(津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表		
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度情報	震度 1 以上、津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時、緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表		
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表		
その他の情報	(略)	(略)	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)		
推計震度分布	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※マグニチュード 7.0 以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を地震発生から概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	(略)	(略)		

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(4) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、（略） なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、 地震動 特別警報に位置づけられる。 （略）	(4) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上 または長周期地震動階級３以上 が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、（略） なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。 （略）	気象庁標準的な記載に修正	63
(11) 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕） 土砂災害警戒情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき、大雨警報発表中で更に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的として、熊本県と熊本地方气象台が共同して発表するものである。	(11) 土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕） 土砂災害警戒情報とは、 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、 気象業務法、災害対策基本法及び土砂災害防止法に基づき 熊本県と熊本地方气象台から共同で発表される。市町村内で危険度高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当	気象庁の標準的な記載に修正	53
4. 予警報等の伝達系統 【気象予警報の伝達系統】 ○ 警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。 ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。 次の種類の注意報および警報は、下記伝達系統図による。 (１) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水 (２) 注意報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ	4. 予警報等の伝達系統 【気象予警報の伝達系統】 特別警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、一般に周知させるものとする。 ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。 次の種類の注意報および警報は、下記伝達系統図による。 (１) 特別警報……暴風、暴風雪、大雨、大雪 (２) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水 (３) 注意報……風雪、強風、大雨、大雪、濃霧、雷、洪水、乾燥、霜、低温、着氷、なだれ	特別警報の追加	56

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
気象予報等伝達系統 1. 警報、注意報の伝達系統	気象予報等伝達系統 1. 特別警報・警報、注意報の伝達系統	特別警報の追加	57

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第8節 広報計画（市長公室） 4. 災害情報等の多重化・多様化 （1）伝達手段の多重化・多様化 市は、住民、要配慮者利用施設や企業等の施設管理者等及び公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ（Lアラート）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。	第8節 広報計画（市長公室） 4. 災害情報等の多重化・多様化 （1）伝達手段の多重化・多様化 市は、住民、要配慮者利用施設や企業等の施設管理者等及び公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ（Lアラート）、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平常時から の連携体制の構築を図るものとする。	R5.5 防災基本計画修正の反映	77
第10節 避難計画（安全安心課・各部局） 4. 指定緊急避難場所及び指定避難所 （2）指定避難所 （略） さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康づくり推進課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設・受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 （略）	第10節 避難計画（安全安心課・各部局） 4. 指定緊急避難場所及び指定避難所 （2）指定避難所 （略） さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症発生が発生した場合の対応を含め、安全安心課と健康ほけん課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、宿泊施設・受け入れ病院等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 （略）	コロナの5類移行に伴い削除	80
（11）指定避難所の運営 （略） サ 避難所運営マニュアルの作成等 （略） この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	（11）指定避難所の運営 （略） サ 避難所運営マニュアルの作成等 （略） この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。	6.4.1 機構改革による修正	81
		R5.5 防災基本計画修正の反映	82

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
(12) 避難所の環境整備等 市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、防災行政無線等）を設置・整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。 (略) 5. 指定避難所以外の避難体制 (略) (3) 車中泊に適した避難場所 (略) ア 総合運動公園 イ 中央運動公園グラウンド ウ 合生グラウンド エ 栄グラウンド オ 黒石防災拠点センター駐車場 カ 元気の森公園(大雨時は使用不可) キ 合志地区防災広場 ク 野々島防災拠点センター駐車場 ケ 株式会社アンビー熊本・株式会社ニシムタの駐車場 (略) (別表1) 指定緊急避難場所	(12) 避難所の環境整備等 市は、指定避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線等）を設置・整備に努める。また、プライバシーの確保など、避難生活の環境改善のための備品等（パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ）や避難行動要支援者に配慮した備品等（車椅子やストレッチャー、医療器具）などの被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定するものとする。 (略) 5. 指定避難所以外の避難体制 (略) (3) 車中泊に適した避難場所 (略) ア 総合運動公園 ア 中央運動公園グラウンド イ 合生グラウンド ウ 栄グラウンド エ 黒石防災拠点センター駐車場 オ 元気の森公園(大雨時は使用不可) カ 合志地区防災広場 キ 野々島防災拠点センター駐車場 ク 株式会社アンビー熊本・株式会社ニシムタの駐車場 (略) (別表1) 指定緊急避難場所	R5.5 防災基本計画修正の反映 運動公園の廃止 運動公園の廃止 アンビー熊本とニシムタは同一地域のため統合	82 83 87

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前				修正後		修正理由等	P
(別表 2-1) 指定一般避難所							
	施設名称	収 容 可 能 人 員		収容予定地域（注1）			
		屋内 (人)	屋外 (台)				
	合志市防災拠点センター※★	60	150	新古閑・御領・野付・杉並台等			
	総合センター「ヴィーブル」★	814	319	新古閑・御領・野付・杉並台			
	合志小学校★	131	138	出分・上古閑・新迫・日向・上町・横町・下町・二子・油古閑・上庄・竹迫住宅・中央団地			
	栄体育館★ ×	140	70	後川辺・中林			
	西合志第一小学校★ ×	125	134	立割・生坪・弘生・江良・高木・小合志・辻久保			
	西合志中央小学校★ ×	125	164	湯之端・外園・中尾・灰塚・黒松			
	黒石防災拠点センター※★	70	61	黒石・黒石団地・みずき台・新開・東須屋			
	黒石体育館★	137	0	黒石・黒石団地			
	西合志東小学校★	200	186	須屋・新開・みずき台・陽光台			
	須屋市民センター※★	101	38	須屋・南須屋・南陽・榎ノ本・県営住宅・堀川			
	ユーパレス弁天 （駐車場のみ）	100	259	木原野・辻			
	合志楓の森小学校★	252	780	黒石原・西沖住宅・御代志・九州沖縄農研・再春荘・菊池恵楓園・陽光台			
	合志楓の森中学校★						
※印は、2019 年度 W i - F i 設置施設を示す。 ★印は、2022 年度特設公衆電話を示す。 参考：(人) 5 m ² (台) 3 0 m ² 注1：収容予定地域は、避難所を限定するものではありません。							
	はオストメイト対応施設 ×は障がい者（多目的）トイレ未対応						
(別表 2-2) 指定福祉避難所							
	施設名称	収 容 可 能 人 員		受け入れ対象者			
		屋内 (人)	屋外 (台)				
	保健福祉センターふれあい館※	72	0	要配慮者、その家族			
※印は、2019 年度 W i - F i 設置施設を示す。 参考：(人) 5 m ²							

オストメイト
対応及び障
碍者トイレに
関する修正

ユーパレス弁
天を人員の避
難所としても
指定

楓の森小中
特設公衆電話
設置済

オストメイト
対応

88

89

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																														
(別表3) 災害時、受入が可能な福祉施設（災害協定締結施設） <table><tr><th>施設名称</th><th>住 所</th></tr><tr><td>福祉センターふれあい館</td><td>合志市須屋 2251-1</td></tr><tr><td>サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr></table> 第14節 食糧・供給・物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部） （略） 2. 米穀の調達・供給 （略） (3) 特別措置（災害救助法が発動された場合） （略） イ 市長は、アの措置をとった場合、速やかに県知事に対して引き取りの数量等を報告する。 農林水産省生産局 農産部 貿易業務課 東京都千代田区霞ヶ関1－2－1（TEL：（直）03-6744-1354） 第15節 給水計画（水道局） （略） 2. 給水の方法 （略） (3) 現有給水施設の状況 R5. 3. 31 <table><tr><th>地 区 名</th><th>計画給水人口</th><th>現在給水人口</th></tr><tr><td>合志市上水道</td><td>68, 120</td><td>62, 534</td></tr><tr><td>計</td><td>68, 120</td><td>62, 534</td></tr></table>	施設名称	住 所	福祉センターふれあい館	合志市須屋 2251-1	サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜	合志市須屋 250-1	地 区 名	計画給水人口	現在給水人口	合志市上水道	68, 120	62, 534	計	68, 120	62, 534	(別表3) 災害時、受入の可能性があるな福祉施設（災害協定締結施設）（現利用者優先） <table><tr><th>施設名称</th><th>住 所</th></tr><tr><td>福祉センターふれあい館</td><td>合志市須屋 2251-1</td></tr><tr><td>サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜</td><td>合志市須屋 250-1</td></tr></table> 第14節 食糧・供給・物資等輸送計画（安全安心課・産業振興部） （略） 2. 米穀の調達・供給 （略） (3) 特別措置（災害救助法が発動された場合） （略） イ 市長は、アの措置をとった場合、速やかに県知事に対して引き取りの数量等を報告する。 農林水産省農産部農産政策部貿易業務課 東京都千代田区霞ヶ関1－2－1（TEL：（直）03-6744-0585） 第15節 給水計画（水道局） （略） 2. 給水の方法 （略） (3) 現有給水施設の状況 R6. 3. 31 <table><tr><th>地 区 名</th><th>計画給水人口</th><th>現在給水人口</th></tr><tr><td>合志市上水道</td><td>70, 740</td><td>62, 534</td></tr><tr><td>計</td><td>70, 740</td><td>62, 534</td></tr></table>	施設名称	住 所	福祉センターふれあい館	合志市須屋 2251-1	サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜	合志市須屋 250-1	地 区 名	計画給水人口	現在給水人口	合志市上水道	70, 740	62, 534	計	70, 740	62, 534	現状に合わせ記載 指定福祉避難所として記載 組織再編に伴う修正 条例改正による修正	89 89 92 93
施設名称	住 所																																
福祉センターふれあい館	合志市須屋 2251-1																																
サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜	合志市須屋 250-1																																
地 区 名	計画給水人口	現在給水人口																															
合志市上水道	68, 120	62, 534																															
計	68, 120	62, 534																															
施設名称	住 所																																
福祉センターふれあい館	合志市須屋 2251-1																																
サービス付き高齢者向け住宅 スリーマイル秋桜	合志市須屋 250-1																																
地 区 名	計画給水人口	現在給水人口																															
合志市上水道	70, 740	62, 534																															
計	70, 740	62, 534																															

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
第17節 住宅応急対策計画（都市建設部） （略） 1. 実施責任 市は、り災者に対する応急仮設住宅の設置について行うものとし、災害救助法に基づく場合は、県知事から委任を受けたものについては市長が実施する。担当は土木対策部が当たる。 （略） （3）建設用地の決定 原則として、市有地を選定するものであるが、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。 （略） 3. 住宅の応急修理 （1）応急修理を受ける者 災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって、応急修理をなすことができない者とする。 （2）応急修理の期間 住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成させるものとする。	第17節 住宅応急対策計画（都市建設部） （略） 1. 実施責任 市は、災害救助法に基づき県知事から市長に委任された、り災者に対する住宅応急対策について実施する。担当は土木対策部が当たる。 （略） （3）建設用地の決定 原則として、市有地を選定するものであるが、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。 （略） 3. 住宅の応急修理 （1）応急修理を受ける者 災害によって住家が半焼又は準半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって、応急修理をなすことができない者とする。 （2）応急修理の期間 災害救助法に基づく住宅の応急修理（緊急の修理制度）は、発災後概ね1か月以内に完成させるものとする。また、被害認定調査（災害に係る住家の被害認定基準基準運用指針）を速やかに実施し、罹災証明書の被災度判定が準半壊以上の世帯については、申請に基づき速やかに応急修理費（日常生活に必要な最低限度の部分の修理）の給付を行うものとする。	災害救助法適用範囲の明確化 R5.5 防災基本計画修正の反映 災害救助法一部改正に伴う修正 市が行う事務手続きについて追記	95 95 95 95

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P
4. 民間施設の提供 市は、民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。 (略)	4. 民間施設の提供 市は、防災訓練を通じて民間賃貸住宅関係団体と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結するなど協力体制の強化を図り、災害時における被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。 (略)	R5.5 防災基本計画修正の反映	96
第23節 文教対策計画（教育委員会教育部） (略)	第23節 文教対策計画（教育委員会教育部） (略)	表現の修正	101
3. 学校給食等の措置 学校給食施設の施設は、設備、物資等に被害を生じた場合は、市長は県教育委員会に報告する。 県教育委員会は、当該報告に基づき措置すべき事項を指示するものとする。 (略)	3. 学校給食等の措置 市長は、学校給食施設の設備、物資等に被害を生じた場合、県教育委員会に報告するものとする。 県教育委員会は、当該報告に基づき措置すべき事項を指示するものとする。 (略)	表現の修正	101
第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部） 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。 (略)	第7節 被災者自立支援対策計画（健康福祉部） 大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。 (略)	R5.5 防災基本計画修正の反映	106
	5. 被災者台帳の作成等 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	R5.5 防災基本計画修正の反映	107

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前											修正後											修正理由等	P																																																																																																																																				
資 料 編											資 料 編											警報・注意報 基準の修正	117																																																																																																																																				
3. 合志市注意報・警報基準一覧 警報・注意報発表基準一覧表 令和4年5月26日現在発表官署 熊本地方気象台											3. 合志市注意報・警報基準一覧 警報・注意報発表基準一覧表 令和5年6月8日現在発表官署 熊本地方気象台																																																																																																																																																
<table><tr><td>警 報</td><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="8">堀川流域＝20.5</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="8">堀川流域＝16.4</td></tr></table>											警 報	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域＝20.5										注意報	大雨	流域雨量指数基準	堀川流域＝16.4								<table><tr><td>警 報</td><td>洪水</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="8">堀川流域＝20.1</td></tr><tr><td>注意報</td><td>大雨</td><td>流域雨量指数基準</td><td colspan="8">堀川流域＝16.1</td></tr></table>											警 報	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域＝20.1								注意報	大雨	流域雨量指数基準	堀川流域＝16.1																																																																																															
警 報	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域＝20.5																																																																																																																																																								
注意報	大雨	流域雨量指数基準	堀川流域＝16.4																																																																																																																																																								
警 報	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域＝20.1																																																																																																																																																								
注意報	大雨	流域雨量指数基準	堀川流域＝16.1																																																																																																																																																								
車両避難適地											車両避難適地											運動公園の廃 止	119																																																																																																																																				
<table><tr><th colspan="11">指定避難場所等一覧</th></tr><tr><th rowspan="2">連番</th><th rowspan="2">指定緊急避難場所</th><th rowspan="2">30m/台</th><th colspan="2">インフラ</th><th colspan="3">地 盤</th><th colspan="2">出入口</th><th rowspan="2">車中泊 の有無</th><th rowspan="2">特記事項</th></tr><tr><th>トイレ</th><th>水道</th><th>土</th><th>芝</th><th>アスファルト</th><th>進入</th><th>進出</th></tr><tr><td>23</td><td>西合志南中学校</td><td>476</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td><td>△</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>24</td><td>総合運動公園</td><td>251</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>△</td><td></td></tr><tr><td>25</td><td>中央運動公園グラウンド（駐車場）</td><td>67</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>グラウンド不可</td></tr></table>											指定避難場所等一覧													連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊 の有無	特記事項	トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出	23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○		24	総合運動公園	251	△	△	△		○	○		△		25	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可	<table><tr><th colspan="11">指定避難場所等一覧</th></tr><tr><th rowspan="2">連番</th><th rowspan="2">指定緊急避難場所</th><th rowspan="2">30m/台</th><th colspan="2">インフラ</th><th colspan="3">地 盤</th><th colspan="2">出入口</th><th rowspan="2">車中泊 の有無</th><th rowspan="2">特記事項</th></tr><tr><th>トイレ</th><th>水道</th><th>土</th><th>芝</th><th>アスファルト</th><th>進入</th><th>進出</th></tr><tr><td>23</td><td>西合志南中学校</td><td>476</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td></td><td></td><td>△</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>24</td><td>中央運動公園グラウンド（駐車場）</td><td>67</td><td>○</td><td>△</td><td>×</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>グラウンド不可</td></tr><tr><td>25</td><td>合生グラウンド</td><td>115</td><td>△</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											指定避難場所等一覧											連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊 の有無	特記事項	トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出	23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○		24	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可	25	合生グラウンド	115	△	○			○				
指定避難場所等一覧																																																																																																																																																											
連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊 の有無	特記事項																																																																																																																																																
			トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出																																																																																																																																																		
23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○																																																																																																																																																	
24	総合運動公園	251	△	△	△		○	○		△																																																																																																																																																	
25	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可																																																																																																																																																
指定避難場所等一覧																																																																																																																																																											
連番	指定緊急避難場所	30m/台	インフラ		地 盤			出入口		車中泊 の有無	特記事項																																																																																																																																																
			トイレ	水道	土	芝	アスファルト	進入	進出																																																																																																																																																		
23	西合志南中学校	476	○	○	△			△		○																																																																																																																																																	
24	中央運動公園グラウンド（駐車場）	67	○	△	×		○	○		○	グラウンド不可																																																																																																																																																
25	合生グラウンド	115	△	○			○																																																																																																																																																				

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後		修正理由等	P
避難情報等の判断基準・伝達について (略) 2 土砂災害 (略) (2) 避難情報の基準		避難情報等の判断基準・伝達について (略) 2 土砂災害 (略) (2) 避難情報の基準		気象庁土砂キ キクルを追記	123
高 齢 者 等 避 難 【警戒レベル3】	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）は、(略) ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッ シュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌 雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）する場合に、高齢者等避難を発令 する。 (略)	高 齢 者 等 避 難 【警戒レベル3】	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）は、(略) ○この情報が発表され、土砂災害に関するメッ シュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌 雨量指数基準に到達」又は気象庁土砂キキクル (赤色)が出現（警戒レベル3相当情報 [土砂 災害]）する場合に、高齢者等避難を発令する。 (略)		
4 防災・福祉関係機関		4 防災・福祉関係機関		合志市民生委 員児童委員協 議会事務局は 合志市社会福 祉協議会内に あるため修正	124
機 関 名	電 話 番 号	機 関 名	電 話 番 号		
合志市社会福祉協議会	0 9 6 - 2 4 2 - 7 0 0 0	合志市社会福祉協議会	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 0 0		
合志市民生児童委員協議会	0 9 6 - 2 4 8 - 1 1 4 4	合志市民生委員児童委員協議会 (事務局：合志市社会福祉協議会内)			

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前		修正後			修正理由等	P																														
6 避難情報等の基準（共通） 避難情報等は以下の基準を参考に、洪水や土砂災害に関する情報、今後の気象予測及び土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的な判断をして発令します。 <table><tr><th>警戒レベル</th><th>区 分</th><th>現地情報等による基準</th><th>洪水に関する情報※ 1</th><th>土砂災害に関する情報※ 1</th></tr><tr><td>1</td><td>災害への心構えを高める</td><td>警報級の可能性</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>2</td><td>避難に備え自らの避難行動を確認する</td><td>大雨注意報 洪水注意報</td><td>・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色</td><td>・ 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色※ 2</td></tr><tr><td>3</td><td>高齢者等避難</td><td>近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）</td><td>氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色</td><td>・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色※ 2</td></tr><tr><td>4</td><td>避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令</td><td>近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が発見される。</td><td>・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）危険）：紫色</td><td>・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色 ※ 2</td></tr><tr><td>5</td><td>緊急安全確保※1</td><td>既に災害が発生又は緊迫している。</td><td>・ 氾濫発生情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切 迫）：黒色</td><td>・ 大雨特別警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色 ※ 2</td></tr></table>					警戒レベル	区 分	現地情報等による基準	洪水に関する情報※ 1	土砂災害に関する情報※ 1	1	災害への心構えを高める	警報級の可能性	—	—	2	避難に備え自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色	・ 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色※ 2	3	高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）	氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色※ 2	4	避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が発見される。	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）危険）：紫色	・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色 ※ 2	5	緊急安全確保※1	既に災害が発生又は緊迫している。	・ 氾濫発生情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切 迫）：黒色	・ 大雨特別警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色 ※ 2	追記修正	126
警戒レベル	区 分	現地情報等による基準	洪水に関する情報※ 1	土砂災害に関する情報※ 1																																
1	災害への心構えを高める	警報級の可能性	—	—																																
2	避難に備え自らの避難行動を確認する	大雨注意報 洪水注意報	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意）：黄色	・ 土砂災害に関するメッシュ情報（注意）：黄色※ 2																																
3	高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り・量の変化）	氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）：赤色	・ 大雨警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）：赤色※ 2																																
4	避難指示 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	近隣で災害が発生するおそれがある。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、斜面のひび割れ）が発見される。	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）危険）：紫色	・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（危険）：紫色 ※ 2																																
5	緊急安全確保※1	既に災害が発生又は緊迫している。	・ 氾濫発生情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切 迫）：黒色	・ 大雨特別警報（土砂災害） ・ 土砂災害に関するメッシュ情報（災害切迫）：黒色 ※ 2																																

合志市地域防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P												
第 2 章 災害予防計画 (略) 第 3 節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画（安全安心課・都市建設部） (略) 5. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設及び浸水想定区域内における医療施設・社会福祉施設等の名称及び所在地 (2) 浸水想定区域内の医療施設・社会福祉施設等 <table><tr><th>連番</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>20</td><td>リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT</td><td>合志市幾久富 1909-858</td></tr></table> 第 9 節 災害ボランティア計画（健康福祉部） (略) 2. 関係機関との協働体制の構築 (略) さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平常時から市社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。	連番	施設名	所在地	20	リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT	合志市幾久富 1909-858	第 2 章 災害予防計画 (略) 第 3 節 土砂災害・急傾斜地崩壊（がけ崩れ）予防計画（安全安心課・都市建設部） (略) 5. 土砂災害警戒区域内の社会福祉施設及び浸水想定区域内における医療施設・社会福祉施設等の名称及び所在地 (2) 浸水想定区域内の医療施設・社会福祉施設等 <table><tr><th>連番</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>20</td><td>リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT</td><td>合志市豊岡 2517-8</td></tr></table> 第 9 節 災害ボランティア計画（健康福祉部） (略) 2. 関係機関との協働体制の構築 (略) さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村との連携が円滑になされるよう、平常時から市社会福祉協議会間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。	連番	施設名	所在地	20	リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT	合志市豊岡 2517-8	所在地変更 市に限定している誤解を受ける表現のため市を削除	9 23
連番	施設名	所在地													
20	リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT	合志市幾久富 1909-858													
連番	施設名	所在地													
20	リハビリ療育ラボ スタジオ GIFT	合志市豊岡 2517-8													

防災計画新旧対比表

修正前	修正後	修正理由等	P																																																						
第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画 第 1 節 防災組織計画（安全安心課） 1. 合志市の災害対策系統 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="3">指定公共機関 及び 指定地方公共機関</td><td>西日本電信電話株式会社 熊本支店</td><td>096-321-3083</td></tr><tr><td>九州電力送配電株式会社熊本西事業所</td><td>0120-986-953</td></tr><tr><td>九州電力送配電株式会社大津配電事業所</td><td>0120-986-952</td></tr><tr><td>その他の公共的機関</td><td>合志市社会福祉協議会</td><td>096-242-7000</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr></table> 資 料 編 避難情報等の判断基準・伝達について (略) 4. 防災・福祉関係機関 <table><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社 熊本支店</td><td>096-321-3083</td></tr><tr><td>九州電力送配電（株）熊本西配電事業所</td><td>0120-986-953</td></tr><tr><td>九州電力送配電（株）大津配電事業所</td><td>0120-986-952</td></tr><tr><td>合志市社会福祉協議会</td><td>096-242-7000</td></tr><tr><td>合志市民生児童委員協議会</td><td>096-248-1144</td></tr></table> 第 9 節 消防計画（安全安心課） (略) 2. 消防計画 (略) (4) 相互応援協定 市長は、熊本県市町村消防相互応援協定書（昭和 46 年 4 月 1 日締結）の円滑な実施を図るため、近隣市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。	機関名		連絡先	指定公共機関 及び 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-321-3083	九州電力送配電株式会社熊本西事業所	0120-986-953	九州電力送配電株式会社大津配電事業所	0120-986-952	その他の公共的機関	合志市社会福祉協議会	096-242-7000				機関名	電話番号	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-321-3083	九州電力送配電（株）熊本西配電事業所	0120-986-953	九州電力送配電（株）大津配電事業所	0120-986-952	合志市社会福祉協議会	096-242-7000	合志市民生児童委員協議会	096-248-1144	第 3 章 災 害 応 急 対 策 計 画 第 1 節 防災組織計画（安全安心課） 1. 合志市の災害対策系統 <table><tr><th colspan="2">機関名</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="3">指定公共機関 及び 指定地方公共機関</td><td>西日本電信電話株式会社 熊本支店</td><td>096-272-9215</td></tr><tr><td>九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所</td><td>0800-777-9434</td></tr><tr><td>九州電力送配電株式会社 大津配電事業所</td><td>0800-777-9433</td></tr><tr><td>その他の公共的機関</td><td>合志市社会福祉協議会</td><td>096-248-1100</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td></tr></table> 資 料 編 避難情報等の判断基準・伝達について (略) 4. 防災・福祉関係機関 <table><tr><th>機関名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社 熊本支店</td><td>096-272-9215</td></tr><tr><td>九州電力送配電（株）熊本西配電事業所</td><td>0800-777-9434</td></tr><tr><td>九州電力送配電（株）大津配電事業所</td><td>0800-777-9433</td></tr><tr><td>合志市社会福祉協議会</td><td rowspan="2">096-248-1100</td></tr><tr><td>合志市民生委員児童委員協議会（福岡・合志市社会福祉協議会）</td></tr></table> 第 9 節 消防計画（安全安心課） (略) 2. 消防計画 (略) (4) 相互応援協定 市長は、熊本県市町村消防相互応援協定書（平成 27 年 4 月 1 日施行）の円滑な実施を図るため、近隣市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。	機関名		連絡先	指定公共機関 及び 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-272-9215	九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所	0800-777-9434	九州電力送配電株式会社 大津配電事業所	0800-777-9433	その他の公共的機関	合志市社会福祉協議会	096-248-1100				機関名	電話番号	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-272-9215	九州電力送配電（株）熊本西配電事業所	0800-777-9434	九州電力送配電（株）大津配電事業所	0800-777-9433	合志市社会福祉協議会	096-248-1100	合志市民生委員児童委員協議会（福岡・合志市社会福祉協議会）	電話番号変更
機関名		連絡先																																																							
指定公共機関 及び 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-321-3083																																																							
	九州電力送配電株式会社熊本西事業所	0120-986-953																																																							
	九州電力送配電株式会社大津配電事業所	0120-986-952																																																							
その他の公共的機関	合志市社会福祉協議会	096-242-7000																																																							
機関名	電話番号																																																								
西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-321-3083																																																								
九州電力送配電（株）熊本西配電事業所	0120-986-953																																																								
九州電力送配電（株）大津配電事業所	0120-986-952																																																								
合志市社会福祉協議会	096-242-7000																																																								
合志市民生児童委員協議会	096-248-1144																																																								
機関名		連絡先																																																							
指定公共機関 及び 指定地方公共機関	西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-272-9215																																																							
	九州電力送配電株式会社 熊本西配電事業所	0800-777-9434																																																							
	九州電力送配電株式会社 大津配電事業所	0800-777-9433																																																							
その他の公共的機関	合志市社会福祉協議会	096-248-1100																																																							
機関名	電話番号																																																								
西日本電信電話株式会社 熊本支店	096-272-9215																																																								
九州電力送配電（株）熊本西配電事業所	0800-777-9434																																																								
九州電力送配電（株）大津配電事業所	0800-777-9433																																																								
合志市社会福祉協議会	096-248-1100																																																								
合志市民生委員児童委員協議会（福岡・合志市社会福祉協議会）																																																									